

令和 8 年度加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 2 0 日

防災安全部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号）及び令和 8 年度兵庫県県民生活部補助金交付要綱に定めるもののほか、地域犯罪の発生を抑止するとともに、市民の不安感の解消を図り、もって地域住民の安全・安心を確保するため、地域団体等が防犯カメラ設置事業を行う場合に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 専ら犯罪の防止を目的として公道等（不特定多数の人が通行する私道等を含む。以下同じ。）を撮影するために常設するカメラであって、映像の表示及び記録の機能を有するものをいう。
- (2) 地域団体等 自治会、自主防犯組織その他これらに類する団体で、次に掲げるすべての要件を満たす団体をいう。
 - ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
 - イ 活動を行う地域の多数の世帯及び住民で構成されていること。
 - ウ 活動を行う地域の世帯及び住民が自由に加入できること。
 - エ 規約及び代表者の定めがあること。

(補助対象要件)

第 3 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる地域団体等及び事業は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 防犯カメラの機能が別表第 1 に掲げるものであること。
- (2) 公道等を撮影するものであること。
- (3) マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理

に供せられる目的で撮影するものではないこと。

- (4) 会館等の公有財産の管理に供せられる目的で撮影するものではないこと。
- (5) 兵庫県又は加古川市の他の制度で対応が可能と判断されるものではないこと。
- (6) 防犯カメラを設置する地域の合意が形成されていること。
- (7) 防犯カメラを設置する場所の所有者、管理者等の承諾又は許可（法令、要綱等に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を含む。）を得られていること。
- (8) 次の項目を含む管理運用規程が定められていること。
 - ア 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務
 - イ 撮影していること及び設置者の名称の明示
 - ウ 記録した映像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法
 - エ 記録した映像の利用及び提供の制限
 - オ 苦情処理対応
 - カ その他防犯カメラの運用に関すること
- (9) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラ設置及び設置者の名称を明示する標識を掲出すること。
- (10) 令和9年2月28日までに事業完了の見込みがあること。

2 前項に定める補助対象要件のうち、防犯カメラの新規設置に係る要件は、兵庫県及び加古川市が過去に補助した箇所及びシステムと異なるものとする。

3 第1項に定める補助対象要件のうち、兵庫県及び加古川市が過去に補助した防犯カメラの更新に係る要件は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 防犯カメラの設置完了後6年を経過していること。ただし、やむを得ない事情により更新の必要性があると市長が認める場合はこの限りではない。
- (2) 防犯カメラとしての機能を維持することが困難な状態にあること。

（補助金の範囲及び額）

第4条 前条第2項に定める新規設置に係る補助の対象となる範囲及び額は、別

表第2のとおりとする。

2 前条第3項に定める更新に係る補助の対象となる範囲及び額は、別表第3のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地域団体等（以下「補助申請者」という。）は、加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 防犯カメラ設置補助事業計画書
- (3) 防犯カメラ設置場所について検討された結果を示す図面(地域安全マップ)
- (4) 現況のカラー写真（「設置箇所全景写真」及び「撮影する箇所の写真（防犯カメラ画像を想定したもの）」）
- (5) 防犯カメラの仕様書等の写し
- (6) 防犯カメラ設置に係る見積書の写し（自立柱を新設する場合には、自立柱の新設に係る費用の区分が明確であるもの）
- (7) 調査票
- (8) 防犯カメラの管理運用規程の写し（管理責任者の設置、撮影していることの明示、記録した映像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法、記録した映像の利用及び提供の制限並びに苦情処理対応の項目を含むもの）
- (9) 防犯カメラ設置に必要となる所有者、管理者等の同意書及び法令等に基づく許可書等の写し
- (10) 防犯カメラ設置について地域団体等の中で合意が形成されていることを示す書類の写し（総会議事録等）及び 防犯カメラの適正な設置及び運用に関する誓約書
- (11) 団体規約及び団体役員名簿の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年

法律第 108 号) に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税額等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第 6 条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金交付(変更承認)決定通知書(様式第 2 号)又は加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金不交付(変更不承認)決定通知書(様式第 3 号)により、その旨を補助申請者に通知するものとする。この場合において、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを除いた額について交付の決定を行うこととする。

2 前項に規定する補助金の交付の決定にあたり、市長は、必要な条件を付すことができる。この場合において、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入に係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において、前号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

(3) 補助金を直接若しくは間接にその財源の全部若しくは一部とする給付金(以下「間接補助金」という。)の交付の対象となる事務若しくは事業(以下「間接補助事業」という。)を行う者(以下「間接補助事業者」という。)に

対する間接補助金の交付決定に当たって、補助事業者は前2号の交付条件を遵守するために必要な条件を付さなければならない。

(事業の内容の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業変更申請書(様式第4号)に第5条第1項各号に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の内容の変更の承認又は不承認を決定したときは、加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金交付(変更承認)決定通知書(様式第2号)又は加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金不交付(変更不承認)決定通知書(様式第3号)により、その旨を補助申請者に通知するものとする。ただし、申請事項を承認すべきと認めたもののうち、補助金の額に変更を生じない軽易な変更に係るものについては、加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業変更承認通知書(様式第5号)により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業終了後、加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 完成写真(設置後の「設置箇所全景写真」、「防犯カメラが作動中であること及び設置団体名を記したプレート等を表示した箇所の写真」及び「撮影した箇所の映像写真」)

(2) 収支決算書

(3) 事業に係る領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、交付すべき補助金の額を確定し、加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金額確定通知書(様式第7号)によりその旨を補助事業者に通知するものとする。ただ

し、確定した補助金の額が、第6条第1項の規定により交付の決定をした補助金の額（第7条第2項の規定により補助金の額の変更を決定した場合にあっては、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において補助金を補助事業者に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消し、若しくは決定の内容を変更し、又は既に補助金を交付している場合は、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正の方法により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金又は間接補助金をその目的以外に使用したとき

(3) 補助金の交付の決定後、当該補助金交付の対象となっている事業の内容を変更し、又はこの要綱に違反したとき

（使用継続の義務）

第12条 補助事業者は、補助金の交付の日から起算して5年間は、補助対象となった防犯カメラの使用を廃し、又はその目的を変更してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたものについては、この限りではない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月20日から施行する。

別表第1（第3条関係）

機能要件	カメラ	<ul style="list-style-type: none"> ① 有効画素数が38万画素以上であること。 ② カラー画像であること。 ③ 作動時間が1日24時間であること。 ④ 夜間でも人物等が識別できる撮影機能があること。 ⑤ 屋外用として使用できる防雨機能があること。
	レコーダー	<ul style="list-style-type: none"> ① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。 ② 記録間隔が1秒間に4コマ以上であること。 ③ 有効画素数が38万画素以上での記録ができること。 ④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能を有すること。

別表第2（第4条第1項関係）

補助金の範囲	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 映像撮影機器（カメラ）、映像表示機器（モニター）、映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費 (2) 上記機器の取付け又は設置工事に要する経費 (3) 防犯カメラ設置を明示する標識の導入並びに設置工事に要する経費 <p>【対象外となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 既存の設備の撤去に要する経費 (2) 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費 (3) 防犯カメラシステムの維持管理（賃借に要する経費を含む。）に要する経費 (4) 兵庫県又は加古川市が過去に補助した同一箇所（同一システム）への防犯カメラ設置等に要する経費（撮影範囲の異なるものは除く。） 														
	補助金の額	対象経費のうち、予算の範囲内で以下の金額とする。													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">自立柱設置の有無</th> <th style="width: 35%;">補助金額の上限（1箇所あたり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和8年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業の対象となるもの</td> <td>無</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>上記の額に4万円を加算した額 （うち4万円を加算する部分は自立柱の新設に係る費用に限る）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和8年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業の対象とならないもの</td> <td>無</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>上記の額に4万円を加算した額 （うち4万円を加算する部分は自立柱の新設に係る費用に限る）</td> </tr> </tbody> </table>		自立柱設置の有無	補助金額の上限（1箇所あたり）	令和8年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業の対象となるもの	無	12万円	有	上記の額に4万円を加算した額 （うち4万円を加算する部分は自立柱の新設に係る費用に限る）	令和8年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業の対象とならないもの	無	8万円	有	上記の額に4万円を加算した額 （うち4万円を加算する部分は自立柱の新設に係る費用に限る）
		自立柱設置の有無	補助金額の上限（1箇所あたり）												
令和8年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業の対象となるもの		無	12万円												
	有	上記の額に4万円を加算した額 （うち4万円を加算する部分は自立柱の新設に係る費用に限る）													
令和8年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業の対象とならないもの	無	8万円													
	有	上記の額に4万円を加算した額 （うち4万円を加算する部分は自立柱の新設に係る費用に限る）													
<p>※ 自立柱は、防犯カメラを取り付ける適当な場所がなく、やむを得ず取り付けのために新設したものに限る。</p> <p>※ 1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>															

別表第3（第4条第2項関係）

補助金の範囲	<p>【対象となる経費】</p> <p>(1) 映像撮影機器（カメラ）、映像表示機器（モニター）、映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費</p> <p>(2) 上記機器の取付け又は設置工事に要する経費（既存の設備の撤去に要する経費を含む）</p> <p>(3) 防犯カメラ設置を明示する標識の導入並びに設置工事に要する経費</p> <p>【対象外となる経費】</p> <p>(1) 既存の設備の撤去のみを行う場合に要する経費</p> <p>(2) 映像記録機器等の防犯カメラに付属する設備のみの更新に係る経費</p> <p>(3) 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費</p> <p>(4) 防犯カメラシステムの維持管理（賃借に要する経費を含む。）に要する経費</p>
補助金の額	<p>対象経費のうち、予算の範囲内で上限8万円</p> <p>※ 1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>

様式第1号（第5条関係）

加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

年 月 日

加古川市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

連絡先(電話) ー

電子メール

令和8年度において、加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金の交付を願いたく、補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 事業予定

防犯カメラ設置予定総数 箇所

事業着工予定日 年 月 日

事業完了予定日 年 月 日

2. 添付資料

- (1) 収支予算書
- (2) 防犯カメラ設置補助事業計画書
- (3) 防犯カメラ設置場所について検討された結果を示す図面（地域安全マップ）
- (4) 現況のカラー写真（「設置箇所全景写真」及び「撮影する箇所の写真（防犯カメラ画像を想定したもの）」）
- (5) 防犯カメラの仕様書等の写し
- (6) 防犯カメラ設置に係る見積書の写し（自立柱を新設する場合においては、自立柱の新設に係る費用の区分が明確であるもの）
- (7) 調査票

- (8) 防犯カメラの管理運用規程の写し（管理責任者の設置、撮影していることの明示、記録した映像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法、記録した映像の利用及び提供の制限並びに苦情処理対応の項目を含むもの）
- (9) 防犯カメラ設置に必要となる所有者、管理者等の同意書及び法令等に基づく許可書等の写し
- (10) 防犯カメラ設置について地域団体等の中で合意が形成されていることを示す書類の写し（総会議事録等）及び 防犯カメラの適正な設置及び運用に関する誓約書
- (11) 団体規約及び団体役員名簿の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条、第7条関係）

加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金交付（変更承認）決定通知書

第 年 月 日 号

様

加古川市長 印

年 月 日付で交付（変更承認）申請のあった加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金については、下記の条件を付して交付することに決定したので、補助金交付要綱第6条第1項（第7条第2項）の規定により通知します。

記

1. この補助金の交付（変更承認）の対象となる事業は、貴団体より 年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。
2. 事業に要する経費及び補助金の交付（変更承認）決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の交付決定額	円
3. 事業全体に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に添付の収支予算書に記載のとおりとする。
4. 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
5. この事業は、年 月 日までに完了しなければならない。

様式第3号（第6、7条関係）

加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金不交付（変更不承認）
決定通知書

第 年 月 日 号

様

加古川市長 印

年 月 日付で申請のあった加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金については、調査の結果、補助金を交付（変更承認）することが不適當であると決定したので、補助金交付要綱第6条第1項（第7条第2項）の規定により通知します。

記

1. 不交付（変更不承認）決定の理由

別記様式（第6条関係）

年度消費税等仕入控除税額報告書

第 号
年 月 日

加古川市長 様

住 所
団体名
代表者名

年 月 日付け加生第 号により交付決定通知があった
事業補助金について、同通知の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------------------------|---|---|
| 1 補助金確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 付け加生第 号による額の確定通知書) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

様式第4号（第7条関係）

加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業変更申請書

年 月 日

加古川市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金の事業内容を変更したいので、補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 交付決定年月日及び番号

年 月 日 第 号

3. 変更理由

4. 変更内容

様式第5号（第7条関係）

加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

加古川市長 印

年 月 日付 第 号で補助金交付決定した加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金について、下記のとおり変更の承認を決定しましたので、加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1. 変更の理由
2. 変更の内容

様式第6号（第8条関係）

加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業実績報告書

年 月 日

加古川市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金については、下記のとおり実施したので、補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1. 事業実績

防犯カメラ設置完了総数 箇所

防犯カメラ設置補助事業計画書のとおり

事業着工日 年 月 日

事業完了日 年 月 日

2. 関係提出書類

- (1) 完成写真（設置後の「設置箇所全景写真」、「防犯カメラが作動中であること及び設置団体名を記したプレート等を表示した箇所の写真」及び「撮影した箇所の映像写真」）
- (2) 収支決算書
- (3) 事業に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第9条関係）

加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金額確定通知書

第 号

年 月 日

様

加古川市長 印

年 月 日付で実績報告のあった加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1. 確定額 金 円

加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金請求書

年 月 日

加古川市長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名

加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記の金額を請求します。

記

1. 請求額

金 円

2. 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合								
支店・支所名	支店・支所								
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄								
口座番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
口座名義	(フリガナ)								

※口座名義と補助事業者名とは同一であること（口座名義に団体名を含むこと）

※ゆうちょ銀行へ振り込む場合は、新たに設定された振込用の店名、預金種目、口座番号（7桁）を記入してください。